

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 18 日

建設業団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

低入札価格調査における基準価格の見直し等について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

平成 26 年 6 月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査における基準価格を適宜見直すこととされています。

今般、平成28年3月18日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」のうち現場管理費に係る部分の見直しが行われました（別添1参照）。また、同日付けで、国土交通省においても同様の見直しを行ったところです（平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事が対象。別添 2 参照）。

これまで地方公共団体に対して、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成 28 年 1 月 22 日付け総行第 19 号・国土入企第 15 号）等で低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すよう繰り返し要請してきたところですが、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に低入札価格調査における基準価格の見直し等を図るよう法第 20 条第 2 項に基づき改めて要請しておりますので、ご参考までにお知らせします。